

富 企 第 5 7 号

令和2年7月27日

富里市基本構想審議会会長 様

富里市長 五十嵐 博文



富里市基本構想の目標年次変更について（諮問）

現行富里市基本構想の第3節（1）目標年次を1年間延長することについて、富里市基本構想の策定に関する条例(平成30年条例第27号)第4条の規定により、貴審議会の意見を求めます。